

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 京都府向日市上植野町南淀井17番地

氏名 株式会社タカノ
代表取締役 高野 利子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府乙訓保健所長

佐藤 礼子



許可の年月日 令和 2 年 7 月 28 日

許可の有効年月日 令和 2 年 7 月 27 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含む。)

- ①汚泥 (有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマゾン、チホルメチルベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シシロンの含有量等により有害なものに限る。)
 - ③廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数5以上のもの又は有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑤感染性産業廃棄物
- 以上5種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成12年 7 月 28 日：当初許可
- 平成17年 7 月 28 日：更新許可
- 平成22年 8 月 23 日：変更届 (③④の限定の変更)
- 平成22年 8 月 23 日：更新許可
- 平成27年 7 月 28 日：変更届 (③④の限定の変更)
- 平成27年 7 月 28 日：更新許可
- 令和 2 年 7 月 28 日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・